

# 高松市節水・循環型水利用の推進に関する要綱

## 目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 節水・循環型水利用の方策（第6条－第9条）

第3章 大規模建築物に係る節水・循環型水利用（第10条－第14条）

第4章 雑則（第15条）

附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この要綱は、水は限りある資源であるという視点から、市、市民及び事業者の協働により、全市をあげて節水・循環型水利用を推進することに関し必要な事項を定め、もって渇水に強いまちづくりに資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において「節水・循環型水利用」とは、少ない水消費量で大きな効用をもたらし、使用した水を再利用し、雨水等を利用し、又は地域における水の循環を施し、若しくは促す方策を講ずることをいう。

### （市の役割）

第3条 市は、節水・循環型水利用に関し、総合的かつ計画的な施策を推進するとともに、事業の実施及び公共施設の整備において、先導的な役割を果たさなければならない。

2 市は、市民及び事業者に対し、節水・循環型水利用に関する普及啓発及び情報提供に努めるとともに、必要に応じて、指導、助言又は支援を行うものとする。

3 市は、第1項の施策の効果的な推進を図るため、関係行政機関との連携に努めるものとする。

### （市民の役割）

第4条 市民は、日常生活において、節水・循環型水利用を進めるとともに、

相互に協力しながら、その意識の高揚を図るものとする。

2 市民は、節水・循環型水利用に関し、市が実施する施策及び事業者の取組に協力するものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、事業活動及び建築物等の施設整備において、節水・循環型水利用を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を通じて、市民に対し、節水・循環型水利用の実施を促すものとする。

3 節水・循環型水利用に関する機器等についての技術又は情報を有する事業者は、その開発又は普及に努めるものとする。

4 事業者は、市が実施する節水・循環型水利用に関する施策に協力するものとする。

## 第2章 節水・循環型水利用の方策

(節水・循環型水利用の推進)

第6条 市、市民及び事業者は、この章に定める方策その他自らの工夫により、節水・循環型水利用を推進するものとする。

(節水による使用水量の抑制)

第7条 水の使用者は、次に掲げる節水方法により、使用水量の抑制に努めるものとする。

(1) 水使用の工夫 無益な水の使用を削減し、使用した水を再利用する等により節水を行う。

(2) 節水型機器の使用 使用水量の削減若しくは使用した水の再利用を容易に行うことができる機器又は節水に役立つ器具を使用する。

(水道水以外の水の利用)

第8条 水の使用者は、次に掲げる方法により、水洗トイレ用水、散水用水、冷却・冷房用水、洗浄用水、防災用水等(以下これらを「雑用水」という。)の用途に、水道水と比較して低水質の水の使用(以下「雑用水利用」という。)を推進するものとする。

(1) 雨水利用 雨水を貯留し、必要に応じて沈殿、ろ過その他必要な処理をしたものを雑用水に利用する。

(2) 再生水利用 下水処理場において下水処理水を再生処理したもの（以下「再生水」という。）を雑用水に利用する。

(3) 排水再利用 単独又は複数の建築物から排出される汚水等を再生処理したものを当該建築物又は共同で雑用水として再利用する。

(4) その他の水利用 地下水その他の水道水以外の水を雑用水に利用する。

2 前項第4号の規定による地下水の利用に当たっては、水の採取による地盤沈下、地下水の塩水化その他地域環境に著しい変化が生じることのないように十分配慮しなければならない。

(雨水等の地下浸透)

第9条 市、市民及び事業者は、地域における環境に配慮した水循環を促進し、及び地下水のかん養を図るため、次に掲げる方法により、雨水等の地下浸透に努めるものとする。

(1) 雨水の地下浸透 施設の設置雨水浸透ます、浸透トレンチ、透水性の舗装・ブロックその他雨水の地下浸透施設（以下これらを「雨水浸透施設」という。）を設置する。

(2) 自然の地下浸透 植栽、裸地の確保その他の方法により、自然の地下浸透に配慮する。

### 第3章 大規模建築物に係る節水・循環型水利用

(節水・循環型水利用計画書の提出)

第10条 本市の区域内において、延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号本文に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）が2,000平方メートル以上である大規模建築物を建築（増築または改築にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル未満である場合を除く。）する者（以下「特定事業者」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認の申請書又は同法第18条第2項の規定による計画通知書を提出する前に、節水・循環型水利用計画書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 特定事業者のうち、延べ面積が1万平方メートル以上である大規模建築

物を建築する者については、この要綱に定めるもののほか、雑用水利用に関し、香川県雑用水利用促進指導要綱（平成10年香川県制定）の定めるところによるものとする。

（計画の内容）

第11条 特定事業者は、前条第1項の規定による節水・循環型水利用計画の策定に当たっては、当該計画に次の内容を定めるものとする。ただし、その内容を実施することが不適當又は困難であると市長が特に認める場合は、この限りでない。

- （1） 水洗トイレ用水に、原則として、雨水利用、再生水利用又は排水再利用のいずれかの方法を取り入れること。ただし、共同住宅については、この限りでない。
- （2） 散水用水等の水洗トイレ用水以外の用途に、雑用水利用を取り入れること。
- （3） 節水型機器を使用すること。
- （4） 雨水浸透施設の設置、植栽、裸地の確保その他雨水の地下浸透に配慮すること。
- （5） 前各号に定めるもののほか、節水・循環型水利用に配慮した策を講ずること。

2 再生水の供給を受けることについて、その供給主体である市と協議が整っている場合における前項第1号及び第2号の規定の適用については、市から再生水が供給されるまでの間は、再生水の利用に供することとなる配管の設置等を当該各号の規定による再生水利用とみなす。

3 市長は、節水・循環型水利用計画書に対し、節水・循環型水利用を推進する観点から、必要な指示をすることができる。

（雑用水利用施設設置届の提出）

第12条 特定事業者は、雨水利用をする施設（以下「雨水貯留施設」という。）及び排水再利用をする施設（以下「排水再利用施設」という。）の設置工事に着手する前に、雑用水利用施設設置（変更）届（様式第2号）を市長に提出するものとする。届け出た事項を変更する場合も、同様とする。

（雑用水利用施設設置完了届の提出）

第13条 特定事業者は、前条の設置工事が完了したときは、速やかに雑用水利用施設設置完了届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（排水再利用施設の構造及び管理基準）

第14条 特定事業者は、排水再利用施設の構造及び管理基準について、「排水再利用水の配管設備の取扱いについて」（昭和56年4月27日住指発第91号建設省住宅局建築指導課長通知）及び「再利用水を原水とする雑用水道の水洗便所用水の暫定水質基準等の設定について」（昭和56年4月3日環計第46号厚生省環境衛生局長通知）に定める基準を厳守するものとする。

#### 第4章 雑則

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成11年8月1日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 第3章の規定の施行の際現に建築基準法第6条第1項の確認の申請書または同法第18条第2項の規定による計画通知書を提出している特定事業者については、同章の規定は、適用しない。

#### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。